

高等教育修学支援制度

入学科・授業料減免のしおり



目 次

◎高等教育修学支援制度の概要◎	2ページ
1. 高等教育修学支援制度って何？	2ページ
2. どのくらいの額の支援を受けられる？	2ページ
3. どのくらいの期間支援を受けられる？	3ページ
◎申請から採用まで◎	3ページ
1. 採用時の要件	3ページ
(参考)大阪大学授業料免除等制度への申請について【該当者のみ】	3ページ
2. 高等教育修学支援制度(給付奨学金と授業料等減免)の申請方法	4ページ
3. 高等教育修学支援制度の授業料等減免の結果発表	7ページ
4. 家計基準による不採用の場合、多子世帯として認定されなかった場合	7ページ
5. 免除を受ける前に、入学料または授業料を納入している場合	8ページ
6. 家計急変採用	8ページ
◎採用が決まつたら◎	9ページ
1. 適格認定について～採用後の支援区分の決定方法～	9ページ
2. 採用後に必要な授業料等減免の手続きについて	9ページ
3. 休退学する場合の授業料の考え方	10ページ
◎その他◎	12ページ
1. 個人情報の取り扱い	12ページ
2. 留意事項	12ページ

なお、高等教育修学支援制度は、多子世帯への授業料等無償化への申請含め日本学生支援機構給付奨学金の申請手続きが必須です。

奨学金関連の詳細についてはこの冊子に掲載されていませんので、注意してください。

問い合わせ先

大阪大学吹田学生センター 授業料免除担当

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1

E-mail:gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp

TEL:06-6879-7088・7161

◆高等教育修学支援制度の概要◆

1. 高等教育修学支援制度って何？

高等教育修学支援制度は、日本人等※の学部学生のうち、住民税非課税世帯、住民税非課税世帯に準ずる世帯、及び多子世帯に属している学生を対象とした経済的支援制度です。同制度の支援対象者の要件を満たす方に対し、独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付奨学金の給付と、給付奨学金と同じ支援区分を適用し実施される授業料等減免の両方の支援が行われます。また、両支援とも、共通の家計基準及び学力基準等により採用等が決定され、かつ給付奨学金の給付期間と連動し、授業料等減免が認定されます。なお、令和7年度からの多子世帯の学生等に対する大学の授業料・入学料の無償化も高等教育修学支援制度です。多子世帯のうち給付奨学金受給要件に当てはまらない場合は、授業料等減免支援のみとなります。

※日本国籍を有する者、法定特別永住者として本邦に在留する者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等をもって本邦に在留する者、定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で将来永住する意思があると認められた者、家族滞在のうち一定の要件を満たす者。

2. どのくらいの額の支援を受けられる？

授業料等減免の支援額は、日本学生支援機構によって決定された給付奨学金の支援区分と同じ支援区分となり、以下のような基準額が設定されています。支援区分が第Ⅱ区分・第Ⅲ区分かつ多子世帯の方は、支援区分に関わらず「多子世帯」の欄をご確認ください。なお、下記一覧表は授業料等減免の金額を示したもので、給付奨学金の金額とは異なりますのでご注意ください。

世帯	住民税非課税世帯	住民税非課税世帯に準ずる世帯	多子世帯	
支援区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分 (多子世帯)
入学料・授業料	全額支援	2／3支援	1／3支援	全額支援
授業料減免額(年額)	535,800 円	357,200 円	178,600 円	535,800 円
授業料減免額(半期額)	267,900 円	178,600 円	89,300 円	267,900 円
入学料減免額	282,000 円	188,000 円	94,000 円	282,000 円

注1：授業料免除については各年度各期の授業料（前期分：4月～9月分、後期分：10月～翌年3月分）の納入に対して実施することから、本学の場合、授業料免除は半期額に対する減免額が適用されます。

注2：本学における授業料（入学料）の徴収方法は高等教育修学支援制度による授業料等免除の実施に関わらず、大阪大学学部学則及び大阪大学学納金規定に基づき取り扱います。したがって、学期途中の休退学等により授業料額が月割額に変更となった場合は、減免対象となる授業料も変更され、上記の額とならないことがあります。

注3：高等教育修学支援制度（家計急変採用）は、支援開始月から家計急変事由発生15か月経過時点まで、3か月ごとに適格認定を実施し支援区分が決定されることから、減免額が上記によらないことがあります。

注4：このほか、大阪大学学部学則及び大阪大学学生納付金規程、及び高等教育修学支援制度の定めるところにより、減免額は上記によらないことがあります。

（参考）本学における正規の授業料（入学料）納入額

納入金の種類	正規の納入額
授業料（年額）	535,800 円
授業料（半期額）	267,900 円
入学料	282,000 円

3. どのくらいの期間支援を受けられる？

本制度の支援期間は、「正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数(4年制の学部であれば最大 48 か月、6年制の学部であれば最大 72 か月)」とされています。ただし、休学期間は支援月数に通算しません。(※休学する場合は支援が一時中断されます。休学等の学籍異動に伴う取扱いについては10ページを参照してください。)

※本制度は学部生のみ対象のため、大学院進学後は利用できません。本学大学院生は大阪大学授業料免除等制度に申請できます。

❶ 申請から採用まで

1. 採用時の要件

高等教育修学支援制度の支援対象者の要件に該当しているかは、給付奨学金の申請をもって確認されます。

★参考 URL(日本学生支援機構ウェブサイト)★

[申込資格]

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/shikaku/zaigaku.html>

[学力基準]

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/gakuryoku/zaigaku.html>

[家計基準]

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/zaigaku.html>

[『多子世帯に属している』という条件] (資産上限:3 億円未満)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/r7tashikakudai/index.html>

注1:上記[申込資格]の大学等への入学時期等に関する要件または在留資格等に関する要件を満たさない場合は、高等教育修学支援制度による授業料等減免には申請できません。ただし、高等教育修学支援制度とは別に大阪大学が独自で実施する授業料免除等制度に申請できる場合があります。[申込資格]の上記要件に該当しない方は、下記の『(参考)大阪大学授業料免除等制度への申請について』を確認し、期限内に所定の手続きを行ってください。

注2:**「高等教育修学支援制度」の「申込資格」がある場合、学力基準や家計基準を満たしているか否かに関わらず、大阪大学授業料免除等制度の申請資格はありません。**

注3:高等教育修学支援制度における入学料減免は、一度きりの支援です。また、入学直後の申請時期に支援対象と認定された方に限り対象となります。例えば、4月入学者の場合、同年4月分から授業料減免を受ける者に限り入学料減免の対象となります。

注4:令和 8 年 10 月以降、大学生年代(19~23 歳未満)については、年収 160 万円以下なら多子世帯の子供としてカウントされることになります。

★参考 URL(文部科学省通知) ※下記通知の最終ページ別紙 2 をご覧ください。

https://www.mext.go.jp/content/20250731-mxt_gakushi_100014360_99-8.pdf

(参考)大阪大学授業料免除等制度への申請について **【該当者のみ】**

高等教育修学支援制度による授業料等減免の申込資格がない方及び2020(令和2)年度以前に大阪大学へ入学した方は大阪大学が独自に実施する授業料免除等制度(以下、「大阪大学授業料免除等制度」という。)に申請できる場合があります。希望者は、以下の内容を確認したうえで必ず申請期間内に申請してください。

大阪大学授業料免除等制度の対象者

・P.3[申込資格]の「大学等への入学時期等に関する要件」または「在留資格等に関する要件」を満たさない方(※「要件」とは、収入・資産や学力のことは指しません。)

⇒高等教育修学支援制度の申込資格がないため、大阪大学授業料免除等制度に申請することができます。

・2020(令和2)年度以前入学者で希望者の方

⇒あくまでも高等教育修学支援制度には申請したうえで、希望する場合は、大阪大学授業料免除等制度にも併願してください。

<参考:併願申請可能な申請の種類>

学部学生(在学生) ※2020年度以前入学者に限る。						
	高等教育修学支援制度		大阪大学授業料免除等制度			
	入学料	授業料	入学料		授業料	
	免除のみ	免除のみ	免除	収納猶予	免除	収納猶予
高等教育修学支援制度の支援対象者の要件を満たす方		【必ず申請】 ○			【希望者】 ○	

注1:各制度の申請(対象者)の要件を満たす場合、「高等教育修学支援制度」の「授業料減免」と、「大阪大学授業料免除等制度」の「授業料免除」は、併せて申請することができます。

注2:「大阪大学授業料免除等制度」の「授業料免除」・「授業料収納猶予」・「授業料分納」の各申請は、いずれか一つの申請の選択となるため、併せて申請することができません。したがって、各制度の申請(対象者)の要件を満たす場合であっても、「高等教育修学支援制度による授業料等免除制度」の「授業料減免」と、「大阪大学授業料免除等制度」の「授業料収納猶予」又は「授業料分納」の各申請とは、併せて申請することができません。

※「大阪大学授業料免除等制度」については、本学ウェブサイトにより申請方法をご確認ください。
なお、**高等教育修学支援制度より申請期限が早い**ため、注意してください。

留意事項

「高等教育修学支援制度の授業料減免」と、「大阪大学授業料免除等制度の授業料免除」を併せて申請した場合の判定の考え方

例えば、高等教育修学支援制度による授業料等減免の支援区分が第Ⅲ区分(1/3減免)で認定され、「大阪大学授業料免除等制度」の申請に対する選考結果が第Ⅲ区分(1/3減免)を上回るような場合は、予算の範囲において、第Ⅲ区分(1/3減免)の減免に加える形で、追加支援(減免の上乗せ支援)を行う判定を実施します。

なお、この場合の追加支援(減免の上乗せ支援)は、本学が一部自己財源を用いて予算の範囲で選考を行うものとなるため、必ずしも追加支援(減免の上乗せ支援)が認められるとは限りません。

2. 高等教育修学支援制度(給付奨学金と授業料等減免)の申請方法

申請方法

本学ウェブサイトに掲載の『日本等学部学生向け】高等教育修学支援制度による授業料等減免』のページから『2. 申請方法』をご確認ください。

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/kotosyugaku-appli#5f3s3>

申請方法の公開時期

・「春」(4月)に申請する場合

⇒例年3月中旬～3月末頃

・「秋」(9～10月)に申請する場合

⇒例年9月中旬頃

★多子世帯に関する注意事項★

多子世帯であるにも関わらず、申請時の入力ミスや住民税情報漏れ等により多子世帯と認定されなかったケースが多く見られます。申請の際には P.7 の **多子世帯であるにも関わらず、多子世帯として認定されなかった場合を必ずご確認のうえご留意ください。**

授業料等減免申請にあたっての注意事項(必ずお読みください)

- イ. 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、日本学生支援機構給付奨学金の申込みを行っていない場合は原則として行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
なお、本学が定める日本学生支援機構給付奨学金の申込みを行わない(行えない)事情があるとき、あるいは申込むことができず本学が認めるときは、この「授業料等減免認定申請書」の提出に加えて本学が個別に指示する書類提出が別途必要となります。該当する場合は速やかに吹田学生センターに問い合わせてください。
 - ロ. 日本学生支援機構給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった(給付奨学金不採用の他、多子世帯として認定されなかった場合も含む)場合は、同じ期間、高等教育修学支援制度の授業料等減免の支援についても受けられません。
 - ハ. 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
-
- 二. 申請にあたっては、学校から配付される資料等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。
 - ①定期的に実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する場合があること
 - ②定期的に実施される学業成績の判定により、支援が停止・打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される(減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる)場合があること
※警告の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合で、かつ2回目の警告の事由がGPAのみに係る場合は、停止の取扱いとなります。
 - ③本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金(無利子)の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること
※貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のウェブサイトや資料に記載しています。

入学料の支払いの延期(収納猶予)を希望する場合

入学料に関する高等教育修学支援制度の支援は減免のみです。ただし、大阪大学授業料免除等制度の入学料収納猶予を申請することで支払いの延期(収納猶予)を願い出ることが可能です。例えば、4(10)月入学者の入学料減免申請者で入学料が全額免除にならなかった場合は、通常7(12)月中旬に支払いが必要ですが、収納猶予を申請し認められた場合には、9(2)月末まで入学料の支払いが猶予されます。

【対象者】

申請時期に入学して間もなく※、入学料減免に加え、収納猶予も希望する方。

※ 4月に入学した場合、入学料減免を受けるには同年4月の申請が必要です。10月に申請した場合、入学料の減免対象外となり、授業料減免のみの申請となります。

【手続き方法】

高等教育修学支援制度 授業料等免除申請システムで、「入学料減免に加えて入学料収納猶予との併願を申請しますか?」という問い合わせに対し「併願を申請する」を選択してください。

これにより大阪大学授業料免除等制度の入学料収納猶予を申請したことになります。

また、「大阪大学授業料免除等制度」の案内にある収納猶予を申請することにより、「大阪大学授業料免除等制度」の選考を受けることも可能です。詳しくは、以下のウェブサイトをご覧ください。

<大阪大学授業料免除等制度の申請方法(申請要項・申請システム)>

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/system#95qmu>

日本学生支援機構給付奨学生の受給を希望せず、授業料減免のみ希望する場合

給付奨学生及び学費減免の必要手続きを行ったうえで、申請完了後に給付奨学生支援の「停止」を願い出ることにより、採用後、給付奨学生を受給せずに高等教育修学支援制度の授業料等減免の支援を受けることが可能です。地方公共団体や民間団体が実施する支援事業が「給付奨学生との併用不可」としている場合等にご検討ください。なお、上記の対応による高等教育修学支援制度の利用可否を、支援事業に(大学推薦の場合は担当部署を通じて)事前確認のうえ、手続きを進めてください。

奨学生の「停止」手続きについては、以下の大阪大学ウェブサイトを確認してください。

大阪大学ウェブサイト 異動手続きについて(担当:豊中学生センター奨学生担当)

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/jasso/term alter#dn2f5>



申請中に休退学(卒業含む)する場合

◆休学の場合

結果発表までの間、休学期間中も特例的に納入を猶予します。結果発表後に納入を要する金額について指定する期日までに納入してください。

◆退学(卒業)の場合

離籍するため、減免認定前の授業料(入学料)を退学(卒業)前に納入してください。また、結果発表後、減免が確定した場合はおって減免額の返金手続きをご案内するため、離籍後も連絡可能なメールアドレス等を必ずお知らせください。

併せて P.10 『3.休退学(卒業)する場合の授業料の考え方』についてもご確認ください。

3. 高等教育修学支援制度の授業料等減免の結果発表

結果発表の方法:KOAN掲示版にて通知します。(大阪大学ウェブサイトではありません)

結果発表日:

4月入学料免除

同年度6月末日 10時以降

前期(4~9月)分授業料免除

同年度7月末日 10時以降(予定)

10月入学料免除

同年度 11月末日 10時以降

後期(10~3月)分授業料免除

同年度1月末日 10時以降(予定)

※上記発表日が土日の場合は直前の平日に発表されます。

※発表日が変更になる場合はKOAN掲示板で事前に通知します。

なお、制度上の取扱いに従い、高等教育修学支援制度の授業料等減免申請者には、KOAN掲示版または大学に届け出ている申請者自身のご自宅宛てに改めて結果通知を送付します。

納入が必要な場合の納入方法等

免除申請の結果が、全額免除以外の納入を要する結果となったときの納入方法等は以下のとおりですが、詳細は結果発表の際にお知らせします。

入学料 (減免申請の結果により 入学料の納入が必要な 場合)	本学から本人宛に振込依頼書を新たに郵送しますので、結果発表日から14日以内(入学料収納猶予の併願申請を行い許可された方は指定期日まで)に所定の振込手続を行ってください。 期限までに振込手続が完了しなかった場合、大阪大学の学生の身分 を失いますので注意してください。
授業料 (減免申請の結果により 授業料の納入が必要な 場合)	結果発表時の通知文書の記載に従い、指定する期日までに所定の授業料を納入してください。 授業料の納入については、口座振替の手続をしている場合は指定する期日の翌日以降に当該預金口座から引き落とします。 口座振替の手続をしていない場合は、本学から本人宛に振込依頼書を郵送しますので、振込依頼書に記載されている期日までに、大学が指定する口座へ振り込んでください。

4. 家計基準による不採用の場合、多子世帯として認定されなかった場合

家計基準を満たさず不採用となった場合

高等教育修学支援制度の[家計基準]を満たさず不採用となった方でも、次回以降の申請時における家計状況によっては支援の対象となる場合があります。高等教育修学支援制度の[家計基準]の審査は前年の所得に基づく当年の住民税情報によって行われるため、最新の住民税情報(概ね毎年6月頃に更新)が[家計基準]を満たすようになった場合は、改めて授業料免除申請を行ってください。
※不採用決定後、再度申請を行う場合も、必ず給付奨学金の申請が必要です。

多子世帯であるにも関わらず、多子世帯として認定されなかった場合

日本学生支援機構は「多子世帯」と判定されなかった理由として以下を挙げています。(2025年)

「在学採用」時点の情報です。本項目末尾の★参考 URL★も必ず確認してください)

- 理由1.住民税情報で生計維持者の扶養親族の合計が3人以上と確認できなかった
 - 理由2.住民税情報で学生本人が生計維持者に扶養されていなかった
 - 理由3.申込時にスカラネットで子どもの数の合計を2人以下で申告した又は申込み時にスカラネットの扶養親族数の欄から申込者本人を削除してしまった
- 理由1あるいは理由2(住民税情報の誤り)に該当する場合
速やかに役場等で税の更正の手続き、及び、日本学生支援機構へ税の更正の申告を行い、大学へ報告する。(詳細はP.9参照)
- 理由3(スカラネット申込み情報の誤り)に該当する場合
問合せフォームから豊中学生センターへ大至急ご相談ください。(ただし、申請時期等により対応が難しい場合があります)
https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/jasso/form_recruit

なお、いずれの理由においても、上記手続きを行うことで必ずしも選考結果が変更となるわけではありません。また、上記手続きを行う場合でも、機構の再判定により当該期において多子世帯と認定されるまでは、発表された支援区分に基づいた減免額に応じて授業料の納入が必要ですので、ご注意ください。

★参考 URL★

[多子世帯なのに、給付奨学金が家計基準で不採用になりました。どうしてですか(日本学生支援機構ウェブサイト)]
https://www.jasso.go.jp/faq/shogakukin/moshikomi/zaigaku/kekka/1214198_2688.html

[給付奨学金の選考結果について(日本学生支援機構ウェブサイト)]

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/kekka/kyufu.html>

5. 免除を受ける前に、入学料または授業料を納入している場合

高等教育修学支援制度の支援対象要件を満たし授業料等の免除の許可を受けた方が、やむを得ず入学料または授業料を納入していた場合は、原則として免除結果発表後に免除相当額を返付します。返付のご案内については、おってOUMailまたはKOAN掲示にてお知らせします。

6. 家計急変採用

予期できない事由により家計が急変した場合は、日本学生支援機構給付奨学金「家計急変採用」に申請することで、住民税情報に反映されていない急変後の収入状況に基づき審査を受けることができます。家計急変採用を申請するには、家計急変事由が日本学生支援機構の定める要件に該当する必要があります。該当事由等、申請方法の詳細は大阪大学ウェブサイト(以下URL)をご確認ください。

なお、家計急変採用の申請には、**本学への事前相談が必要です。**事前相談は随時受け付けていますので、申請を希望する場合は、以下の大阪大学ウェブサイトの事前相談フォームから申し出てください。なお、申請は家計急変事由発生後、原則**3か月以内**に完了する必要があります。

給付奨学金案内(家計急変採用)の詳細、事前相談フォーム

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/kyufu/kyuhen>



採用が決まつたら

1. 適格認定について～採用後の支援区分の決定方法～

ここでは、採用決定後の予定について記載しています。

★参考 URL★

[家計の経済状況に関する適格認定の基準(日本学生支援機構ウェブサイト)]

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/zaigaku.html#meyasu>

[学業面に関する適格認定の基準(大阪大学ウェブサイト)]

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/kyufu/new_r2#c5ck7

スカラネット
から確認可

家計の経済状況に関する適格認定:10月～翌年9月の支援区分を決定【9月上旬頃】

毎年、日本学生支援機構が給付奨学金の家計基準や生計維持者の扶養状況等の確認を行います。あなたと生計維持者の所得の情報(マイナンバー等により取得)や在籍報告であなたが報告した資産額に基づく確認の結果、9月上旬に同年10月～翌年9月の支援区分が決定されます。その際、支援区分が変更になる場合、給付奨学金の支援区分に連動し、授業料減免の支援区分も見直されることになります。**支援区分変更により給付奨学金が停止した場合(「多子世帯」の認定から外れる場合を含む)、授業料減免も停止します。**

学業面の適格認定:次年度も支援を行うかどうかを決定

【各学年末(4月入学:3月頃、10月入学:9月頃)に豊中学生センターから連絡あり】

大学で学業成績等を総合的に審査し、継続の可否を判定します。学業成績が不振の場合、奨学金が【警告】、【停止】、【廃止】となる場合があります。奨学金が【停止】【廃止】となった場合は、授業料免除も【停止】【廃止】となります。

！要注意！以下の説明を必ず読んで遗漏なく手続きを行ってください。

2. 採用後に必要な授業料等減免の手続きについて

下記に該当する場合は速やかに学生センターに提出してください！

下記①～④に該当する場合の提出(報告)方法:下記大阪大学ウェブサイトに掲載

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/kotosyugaku-appli>

①授業料免除を停止する場合…支援停止申請書(A 様式 9-1)を提出

高等教育修学支援制度による授業料減免支援を受けている方が、他の民間団体奨学金等による授業料減免を受け併給制限等により高等教育修学支援制度による授業料減免を停止する等、何らかの理由により授業料減免の停止を希望する場合は、「支援停止申請書」(Web フォーム)を学生センターに提出してください。

②授業料免除の支援を再開する場合…支援停止解除申請書(A 様式 9-2)を提出

上記①提出者が支援の再開を希望する場合は、「支援停止解除申請書」(Web フォーム)を提出する必要があります。支援再開の2週間前までに学生センターに提出してください。

③日本学生支援機構奨学金に係る税の更正に関する申告をした場合…税の更正報告書を提出

「日本学生支援機構奨学金に係る税の更正に関する申告書」を日本学生支援機構へ申請した方は、再判定により授業料等減免の予算確保に影響する場合があるため、お早めに大阪大学吹田学生センター授業料免除担当へ税の更正報告書(Web フォーム)により報告してください。なお、高等教育修学支援制度に採用され、かつ大阪大学授業料免除等制度を併願申請した方は、大阪大学授業料等免除制度の学内審査判定後に税の更正に伴う適格認定(家計)結果の再判定が行われ、支援額が減額となることが判明した場合、授業料免除審査スケジュールの関係上、本学の追加支援に反映できない場合があります。

★参考 URL★

[税の更正に関する申告について(日本学生支援機構ウェブサイト)]

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/saihantei/tekikakunintei.html>

④授業料等減免の認定申請事由に変更がある場合…変更認定申請書(A 様式 2-3)を提出

下記のケースにおいて、「高等教育修学支援制度_授業料等減免の変更認定に関する申請書」(Web フォーム)の提出が必要です。該当者には KOAN 掲示板または OUMail で提出期日等をお知らせします。

- ・『第Ⅰ区分～第Ⅲ区分』から『第Ⅰ区分(多子世帯)～第Ⅳ区分(多子世帯)、多子世帯』に支援区分の変更があった場合
- ・『第Ⅰ区分(多子世帯)～第Ⅳ区分(多子世帯)、多子世帯』から『第Ⅰ区分～第Ⅲ区分』に支援区分の変更があった場合

3. 休退学(卒業)する場合の授業料の考え方

高等教育修学支援制度では、休学等の支援の停止期間を除き、在学(留学を含む)する期間について減免されます。学期の途中で休退学等する場合においては、各期の在学する期間の月割相当額の授業料に対して、減免認定(以下「月割減免認定」という。)が実施されます。

ただし、本学では学部担当係へ提出する休退学願の手続きが所定の期日より遅れた場合、休退学予定日に関わらず半期授業料を全額納入しなければならないケースがあります。その場合でも、上記制度の減免認定期間は変わらないため、納入額が複雑になります。

学期の途中の休退学のケースを例に、高等教育修学支援制度の免除額及び納入額がどのようになるのか、また、納入に関する考え方を次頁に例示します。

例示における定義・条件・注意事項

- (1)前期分(4月～9月分)授業料におけるケースを示します。(例示は令和7年度の授業料の額)
- (2)授業料は前期(6ヶ月)分を納入することになりますが、例示では、便宜上、月割額で表示しています。
- (3)前年度後期分(10月～今年3月分)授業料について、第Ⅱ区分(2／3支援)の減免認定を受け後期分授業料の納入が2／3免除となった学部2年生が、3年生への学年進級時の適格認定(学業成績・学修意欲)の結果、引き続き、支援の継続が決定し、前期分授業料の納入が2／3免除されるものとする。ただし、本学の前期分授業料減免の結果発表については、本申請案内に記載のとおり、今年7月末日に行われるものとします。
- (4)以下の例示は現時点の考え方の一部を示すものであり、詳細については高等教育修学支援制度及び本学の定めるところにより運用されるものとします。

【例1】5月1日から9月30日まで休学する場合(4月中に休学手続)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計額					
前期正規納入額(月割額)	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	267,900					
(A)減免認定対象月(月割額)	44,650	休学(高等教育修学支援制度の支援停止期間)					44,650					
(B)減免認定対象外月(月割額)		休学(学部学則等に基づく休学による授業料免除期間)					0					
(C)(A)減免認定対象月(月割額)に対する減免認定「支援区分(2／3支援)」による授業料免除額							29,800					
計算:(A)減免認定対象月(月割額)44,650(10月分)×2/3=29,766.66666…≈授業料免除額 29,800(10の位切り上げ)												
(D)納入額(A-C+B)							14,850					
○特記事項												
・4月中に学期途中の休学の手続を行い許可された場合、前期分授業料は休学の異動日までの月割相当額の納入でよい(学部学則第48条)												
・7月末の結果発表までの間、休学期間中も特例的に納入を猶予し、結果発表後に納入を要する金額について、指定する期日までに納入する (本来は休学手続において4月分の授業料納入が先に必要なところ高等教育修学支援制度の支援に限っては特例を講じる)												

【例2】4月30日付けで退学する場合(4月中に退学手続)													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計額						
前期正規納入額(月割額)	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	267,900						
(A)減免認定対象月(月割額)	44,650	退学(高等教育修学支援制度の支援の終了)					44,650						
(B)減免認定対象外月(月割額)		退学(離籍)					0						
(C)(A)減免認定対象月(月割額)に対する減免認定「支援区分(2／3支援)」による授業料免除額													
計算:(A)減免認定対象月(月割額)44,650(4月分)×2/3=29,766.66666…≈授業料免除額 29,800(10の位切り上げ)													
(D)納入額(A-C+B)													
○特記事項													
・4月中に学期途中の退学の手続を行い許可された場合、前期分授業料は退学の異動日までの月割相当額の納入でよい(学部学則第48条)													
・退学(離籍)してしまうことから、減免認定前の4月分の授業料について退学手続きを行う際に先に納入する※ (減免対象は在学期間中のみのため、4月の1か月分が対象となる。7月末の結果発表後に余剰収納額が生じた場合には本人に返付する)													

【例3】6月30日付けで退学する場合(5月1日以降5月中に退学手続)													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計額						
前期正規納入額(月割額)	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	44,650	267,900						
(A)減免認定対象月(月割額)	44,650	44,650	44,650	退学(高等教育修学支援制度の支援の終了)			133,950						
(B)減免認定対象外月(月割額)				44,650	44,650	44,650	133,950						
(C)(A)減免認定対象月(月割額)に対する減免認定「支援区分(2／3支援)」による授業料免除額													
計算:(A)減免認定対象月(月割額)133,950(4~6月分)×2/3=授業料免除額 89,300													
(D)納入額(A-C+B)													
○特記事項													
・4月以降に学期途中の退学の手続を行い許可された場合、前期分授業料は全額を納入する必要がある(学部学則第48条)													
・退学(離籍)してしまうことから、減免認定前の前期分授業料について退学手続きを行う際に先に納入する※ (減免対象は在学期間中のみのため、4月～6月の3か月分が対象となる。7月末の結果発表後に余剰収納額が生じた場合には本人に返付する)													

※卒業の場合も同様、離籍するため、減免認定前の授業料は先に納入する。減免認定後、減免額を本人に返付する。

その他

1. 個人情報の取り扱い

- (1)申請にあたって提出された個人情報及び大学が取得した個人情報は、本学が行う「授業料(入学料)減免の審査・認定(選考)業務」を行うために利用します。また、認定(選考)結果は、本学の「授業料(入学料)の収納に関する業務」に利用します。
- (2)(1)により得られた個人情報及び授業料(入学料)減免の認定(選考)結果は、「授業料(入学料)の減免の対象者の認定手続に関する業務」において、独立行政法人日本学生支援機構に対して送付することがあります。
- (3)(1)により得られた個人情報及び授業料(入学料)減免の認定(選考)結果は、本学の「休退学等の学生異動に関する業務」や、本学が行う「学生の経済的支援に関する業務」において利用することができます。なお、「大学教育の改善」、「学生支援の改善」、「大学の管理運営(各種統計調査・分析、事業企画等)」を目的として利用することがありますが、この場合個人が特定できないように処理します。
- (4)上記(1)～(3)の業務を行うに当たり、一部の業務を外部の事業者に委託する場合があります。この場合、外部の事業者と個人情報の取扱いが適切に行われるよう契約を結んだうえで、当該事業者に対して、提出された個人情報の全部または一部を提供します。

2. 留意事項

- (1)入学料・授業料減免における重要な連絡及び手続きの案内は、(P.6 の一部の結果通知を除き)全て KOAN 掲示または OUMail を通じて行います。連絡の確認を怠ったことにより生じる不利益は、全てご本人の自己責任となるため、頻繁に確認するようしてください。なお、OUMail はプライベートメールへ転送設定することができます。
- 転送設定方法(OUMail サポートページ)
<https://oumail-support.ecs.cmc.osaka-u.ac.jp/hc/ja>
- (2)高等教育修学支援制度による授業料等免除の新規申請をされた方、及び同制度による授業料免除の支援対象者として採用された方が、免除の結果が出る前に休退学等する場合などは、その取扱い等について特記事項があるため、9～11ページの「休退学する場合の授業料の考え方」を必ず確認してください。
- (3)このしおりに示した手続き以外にも、追加として別途手続きを求めることがあります。
- (4)提出された必要書類等の書類について、故意による虚偽の記載や事実との相違、偽造等により、入学料・授業料の免除の許可を受けたことが判明した場合や、申請者が懲戒処分を受けた場合、その内容によってはその許可は取り消され、入学料・授業料を納入することになります。また、特段の理由なく、学業成績が著しく不振な状況にある場合も同様です。
- (5)高等教育修学支援制度による授業料等免除の申請に関して、この申請案内の記載のほか、問い合わせ等があった内容で周知が必要な事項があるときは、本学ウェブサイトで別途情報の掲載を行う可能性があります。